

所得税の確定申告 主な対象者

- ア. 事業所得（農業含）、不動産所得、一時所得、雑所得（個人年金、報酬等）、譲渡所得などがある方で、各所得の合計額が所得控除の合計額を超える方
- イ. 給与所得があり、以下に該当する方
 - ・ 給与収入が2,000万円を超える方
 - ・ 給与所得以外の所得金額が20万円を超える方
 - ・ 年末調整されていない給与を受けていた方
 - ・ 給与を2か所以上から受けていて、年末調整されなかった給与収入とほかの所得金額の合計が20万円を超える方
- ウ. 公的年金等以外の所得金額が20万円を超える、または公的年金等の収入金額が400万円を超える方
- エ. 年末調整以外の控除を追加する方、医療費控除等の控除がある方



●村山税務署で申告してください

申告期間 2月16日（金）～3月15日（金）の平日

※農村環境改善センターでも受け付けます。

※還付申告の場合は2月1日（木）から村山税務署で申告できます。

市・県民税の申告 主な対象者

令和6年1月1日現在で村山市に住所があり収入がある方（下記の市・県民税の申告が不要な方を除く）

※左記で所得税の申告が不要であっても、
☑チェック1で申告が必要となった方は、市・県民税の申告が必要です。

※扶養親族等申告書などを変更して各種控除の適用を受けようとする方は、市・県民税の申告が必要です。



農村環境改善センターで申告してください

市・県民税の申告が不要な方

- ・ 所得税の確定申告書を提出する方
- ・ 前年中の収入が給与、公的年金のみで各種控除に変更がない方